入　札　説　明　書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

１．競争入札に付する事項

（１）調達件名及び数量　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気　一式

（２）特質等　別添２の仕様書による。

（３）使用期間　自　令和９年４月１日　０：００
至　令和１０年３月３１日　２４：００

（４）需要場所　別添２の仕様書による。

（５）入札方法

本件は、価格と環境配慮点の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

ア．入札書に記載する金額は、別添２の仕様書６．入札金額算出方法に記載の方法により算出した値とすること。

イ．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）入札保証金及び契約保証金　免除

２．競争参加資格

（１）研究所会計細則第３１条第１項及び第３２条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらない。

②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ｱ) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(ｲ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ｳ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(ｴ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(ｵ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき

(ｶ) この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（２）契約担当役若しくは他の機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。

（４）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

（５）二酸化炭素排出係数、供給する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示、並びに供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設に関し、別添３別紙２及び別紙３を提出すること。

（６）（３）以外の等級に格付けされている者であって、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会拡大について（平成１２年１０月１０日）政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定」の要件を充たす者であること。

具体的には以下ア～オのいずれかを充たす者であること。

ア．本公告と同等以上の仕様の役務の提供等をした実績等を証明できる者

イ．資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、本公告における等級に相当する数値となる者

項　目	区　分	加算数値
特許保有件数 （本公告に係る役務の提供等に関する特許）	３件以上 ２件 １件	１５ １０ ５
技術士資格保有者数 （本公告に係る役務の提供等に携わる従業員）	９人以上 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	１５ １２ ９ ６ ３
技能認定者数（特級、１級、単一等級） （本公告に係る役務の提供等に携わる従業員）	１１人以上 ９～１０人 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	６ ５ ４ ３ ２ １

注１．特許には、海外で取得した特許を含む。

２．技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ．中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

エ．株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

オ．グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（Ｊ－Ｓｔａｒｔｕｐ）に選定された事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者

３　入札及び開札

（１）入札説明等は、総務部財務課契約係で随時行うものとする。

（２）競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別添１契約書（案）、別添２仕様書及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。

（３）競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

（４）競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

（５）代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。

（６）開札は、競争参加者等を立ち会わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（７）入札場の入退場の制限

①入札場には、競争参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（６）の立会職員以外の者は入場することはできない。

②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

（８）競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。

（９）次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

①入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書

②調達件名及び入札金額のないもの

③競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

④代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）

⑤調達件名に重大な誤りがあるもの

⑥入札金額の記載が不明確のもの

⑦入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

⑧入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨その他入札に関する条件に違反した入札書

（１０）　開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

（１１）　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

４　契約条項

別添１契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和２５年１２月１４日法律第２６４号）第２条第１項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

（売掛金債権の譲渡）

供給者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和２５年１２月１４日法律第２６４号）第３条第１項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

５　その他

（１）競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

（２）入札書及び委任状の様式は別添５及び別添６のとおり。

（３）本件調達に関しての問合せ先

（機 関 名）　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所　総務部財務課契約係

（担　　当）　井上

（電話番号）　０４６（８３９）６８２３

（Ｆ　Ａ　Ｘ）　０４６（８３９）６９１６

（ E-mail ）　a-keiyaku@nise.go.jp

◎　添付資料

・別添１　契約書（案）
・別添２　仕様書
・別添３　競争参加資格確認関係書類
・別添４　電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法
・別添５　入札書
・別添６　入札内訳書
・別添７　委任状

（別紙）

一般競争入札参加者説明書

件　　名		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気
履行場所		横須賀市野比5丁目1番1号
委託概要		電気の供給業務 （詳細は仕様書のとおり。）
履行期間		令和9年4月1日から令和10年3月31日　まで
入札参加資格要件	資格の種類	物品の販売
	等　　級	「A」「B」「C」または「D」
	競争参加地域	関東・甲信越
	その他の条件 （実績・資格等）	入札説明書による
競争参加確認申請期間		令和8年11月2日（月）　午前9時から 令和8年12月3日（木）　午後5時まで　※郵送または持参すること。 提出先：〒239-8585　神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所　総務部財務課契約係
競争参加確認申請時に提出が必要な書類		①令和8年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し ②公的研究費の不正防止に係る誓約書（ただし、提出を求める対象範囲外の者及び既に当研究所と取引実績のある者を除く。） ③入札説明書等受領書 ④電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証明する書類の写し ⑤別添3別紙1～3（適合証明書等） ⑥別添4様式1（総合評価方式における評価項目の取組状況） ⑦入札書 ⑧参考見積書（市場調査のため）
参加資格がないと認めた場合の通知期限		令和8年12月9日（水）　午後5時まで
質問提出期限		令和8年12月3日（木）　午後5時まで　※書面による持参、メールまたは郵送にて提出すること。
質問回答期限		令和8年12月7日（月）　午後5時まで
開札予定日及び場所		令和8年12月17日（木）　午後2時 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所　研究管理棟2階　第二会議室 ※1回目の入札で落札者が決定しなかった場合には、複数回入札を行う場合があるため、複数回分の入札書を用意すること。
落札者の決定		総合評価落札方式とする。
契約担当役等		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所　理事長　青木　隆一 〒239-8585　神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
その他		入札金額の算定基礎として、別添6入札内訳書を作成し、入札書と同封すること。

別添１

電気需給契約書（案）

件　　名：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気
　　契約電力２６０ｋＷ　　予定使用電力量５９０，６００ｋＷｈ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所　契約担当役　理事長　青木　隆一　（以下「発注者」という。）と　　（以下「供給者」という。）との間において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気の需給に関し次の条項により電気需給契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　供給者は、仕様書に基づき、発注者の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は供給者にその対価を支払うものとする。

（契約価格）
第２条　契約価格は次のとおりとする。
　基本料金単価　　円／kW・月
　電力量料金単価 夏季(7～9月)　　円／kWh
　その他季　　円／kWh
　（いずれの額も消費税および地方消費税を含む。）
２　供給者の発電費用等の変動により契約価格の改定を必要とするときは、発注者供給者協議の上、価格を改定できる。
３　契約価格のうち消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき契約価格に１１０分の１０を乗じて得た額である。
　なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等により税率に改正があった場合、改正後の税率の適用日以降における消費税額および地方消費税額は、改正後の税率により計算した額とする。

（供給場所及び契約期間）
第３条　供給者が電気を需要に応じて供給する場所及び契約期間は次のとおりとする。
　需要場所　神奈川県横須賀市野比５－１－１
　契約期間　令和９年４月１日０時００分から
　　令和１０年３月３１日２４時００分まで

（契約保証金）
第４条　発注者は、本契約に係わる供給者が納付すべき契約保証金は全額免除する。

（権利義務の譲渡等）
第５条　供給者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）
第６条　発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（接続供給契約等により生ずる債務の負担）
第７条　供給者が東京電力と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務(発注者に起因し生ずる金銭債務を除く)は、供給者が負担するものとする。

（契約電力）
第８条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
２　最大需要電力が５００ｋｗ以上となる場合は、契約電力を発注者供給者協議の上、速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、前項の定めによることとする。

（使用電力量の計量及び検査）
第９条　毎月の電力量の計量日は、原則として毎月１日とし、供給者は計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）
第 10 条　料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（料金の計算等）
第 11 条　供給者は、第９条に定める検査終了後、仕様書に定める契約電力に第２条に定める基本料金単価を乗じて得た額に、力率による割増又は割引を加算又は減算して得た額（以下「基本料金」という。）並びに当該月の使用電力量に第２条に定める電力量料金単価を乗じて得た額に、第２項に定める燃料費等調整額を加算又は減算して得た額（以下「電力量料金」という。）及び第３項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を合算して、当該月の電気料金を算出するものとする。なお、算出した料金に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
２　燃料費等調整額は、受注者があらかじめ公表している算定諸元に基づき算定するものとする。なお、算定諸元に含まれる係数その他の算定条件については、契約期間中変更しないものとする。ただし、法令改正その他やむを得ない事由により変更が必要となった場合は、発注者及び受注者が協議の上、変更できるものとする。
３　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令に基づき算定された額とする。
４　本契約が対象となる補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

（料金の請求及び支払い等）
第 12 条　供給者は前項による支払請求書を毎月作成の上、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係に送付するものとする。
２　発注者は供給者から適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。
３　発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に請求に係る代金を支払わなかったときは、遅延利息として、約定期間を経過した日の翌日から起算して支払いをするまでの日数に応じ、当該未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、供給者に支払うものとする。

（契約の解除）
第 13 条　発注者は、供給者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　供給者が正当な事由により解約を申し出たとき。
二　供給者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
三　供給者が正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
四　供給者が次のいずれかに該当するとき
ア　役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　供給者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）

に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

五　本契約の履行に関し、供給者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

六　前各号に定めるもののほか、供給者が本契約条項に違反したとき。

七　発注者がやむを得ない事情により解約を申し立て、供給者認めた場合。

八　発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2　前項の七から八により契約を解除する場合には、発注者は供給者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする１０日前までに通知し、解除できるものとするが、一から六については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3　第１項一から六の規定により契約を解除した場合においては、契約期間全体の支払総金額相当の１０分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

4　供給者が、違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、供給者は、発注者に遅延日数につき年５パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払うものとする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第 14 条　供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間全体の支払総金額相当の１０分の１に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律 第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、供給者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。

二　公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3　供給者は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 15 条　発注者は、違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（機密の保持）

第 16 条　発注者及び供給者は、業務上知り得た秘密を、他に洩らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任は負うものとする。ただし、発注者及び供給者が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

（契約の細目）

第 17 条　この契約について必要な細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

（紛争の解決方法）

第 18 条　本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、発注者供給者双方協議の上決定するものとする。

（訴えの管轄）

第 19 条　本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地の管轄地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通作成し、発注者および供給者は記名押印の上、双方で各１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

発注者　　神奈川県横須賀市野比５－１－１
契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理　事　長　　青　木　隆　一

供給者

別添２

仕　様　書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

令和８年１０月

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

１．件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

２．概要

（１）需要場所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）

神奈川県横須賀市野比５－１－１

（２）業種及び用途

研究所

３．仕様

研究所に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が５０％を満たすこと。また、その環境価値について、研究所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

また、入札説明書別添３別紙２において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

（１） 供給電力方式等

① 供給電力方式　：交流三相３線方式

② 供給電圧（標準電圧）：６，０００Ｖ

③ 計量電圧（標準電圧）：６，０００Ｖ

④ 標準周波数　：５０Hz

⑤ 受電方式　：１回線受電方式

⑥ 蓄熱式不可設備の有無：無

（２）契約電力、予定使用電力量

① 予定契約電力　：２６０kW

（契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいう。ただし、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

② 予定使用電力量　：５９０，６００kWh

（月別予定使用電力量は別紙１のとおり）

（３）供給期間

令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時まで

（４）電力量等の計量

① 自動検針装置　：有

② 電力会社の検針方法　：遠隔自動検針

③ 計量器　：スマートメーター

（５）需給地点

研究所の施設した第１号柱上の供給者の架空引込線と研究所の開閉器電源側接続点

（６）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

（７）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

４．要求要件

（１）研究所が要求する期間中、研究所の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。ただし、当該設備等に改修及び改造等が必要であるときは、研究所と協議すること。

（２）研究所が定めた二酸化炭素排出係数等の条件を満たす者であること。

（３）電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数を開示していること。（新たに電力の供給に参入した小売電気事業者は、事業開始日から１年間に限っては開示予定時期を明示することにより、適切に開示したものとみなす。）

（４）障害等が発生した場合に、迅速に対応できる体制を有すること。

（５）供給者が一般電気事業者である場合、一般電気事業者は、現行他の特定規模需要家に適用している供給条件によること。

（６）要求要件は研究所が必要とする最低限の要求要件を示しており、履行されないと判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

（７）研究所の要求要件を履行できるか否かの判定は契約担当役が本件に係る入札説明書で求める「競争参加資格の確認のための書類」の内容を審査して行う。

５．電気料金の算定方法

電気料金の計算は、次のア又はイのいずれかを選択し、①―１、①―２、①―３及び①―４を合計して得た金額とする。

ア　電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：旧一般電気事業者の算定諸元に準じる場合

①－１　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。

①－２　電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３　燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位
単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。
③ 消費税の取扱い
単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合
①－１ 基本料金
契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。
①－２ 電力量料金
契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。
①－３ 燃料費等調整額
受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を０円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。
①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。
② 単価の単位
単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。
③ 消費税の取扱い
単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

６．入札金額算出方法
（１） 入札金額は発注者が提示する予定使用電力量から算出し、５．電気料金の算定方法で選択したア又はイの①―１、①―２、①―３を合計して得た金額とする。
（２） 燃料費等調整単価については各社任意で設定できるものとするが、設定する場合は、公表されている算定諸元に基づき、令和８年９月分の燃料費等調整単価を通年分として適用した額を入札金額に含めるものとし、当該算定諸元を入札時に提出すること。なお、算定諸元に含まれる係数について契約期間内は変更がないものとする。
（３） 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
（４） 入札金額の算定にあたって、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。
（５） 入札金額の算定にあたって、力率は１００パーセントとすること。

（６） 入札金額の算定にあたって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

７．その他

（１）契約後の各月の契約電力は、３０分最大需要電力計によって計測されるその１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（２）最大需要電力が５００キロワットを超過した場合の取扱い及び停電に係る割引については、落札者が定める供給条件により協議する。

（３）料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

①契約電力および最大需要電力の単位は１ｋＷとし、その端数は小数点以下１位で四捨五入する。

②使用電力量の単位は１ｋＷｈとし、その端数は小数点以下１位で四捨五入する。

（４）契約期間における予定力率は１００％とする。

（５）フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

（６）非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

２００ＫＶＡ　１台

（７）太陽光発電設備（１００ｋＷ）を有しているが、令和８年１１月時点では被災のため稼働を停止している。復旧完了次第、稼働を再開する予定である。

（８）この仕様書に定めのない供給条件等については、関東管内の旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。

令和9年度月別予定使用電力量、最大需要電力 （令和7年4月～令和8年3月実績より）

（単位:KWh）　（単位:kw）

年度	月	夏 季	その他季	合 計	最大需要電力	備 考
令和7年	4月		34,100	34,100	154	
	5月		37,400	37,400	122	
	6月		58,400	58,400	240	
	7月	65,600		65,600	254	
	8月	62,500		62,500	254	
	9月	59,700		59,700	228	
	10月		48,900	48,900	214	
	11月		37,900	37,900	151	
	12月		42,800	42,800	144	
令和8年	1月		50,200	50,200	209	
	2月		56,500	56,500	216	
	3月		36,600	36,600	149	
合 計		187,800	402,800	590,600		

（季節区分） 夏季　　7月1日 ～ 9月30日

その他季 夏季以外

※予定使用電力量について、令和8年9月発生の土砂災害により太陽光発電設備が停止し、復旧の目途が立たないため太陽光発電設備の導入前令和7年度の年間実績を使用する。

適 合 証 明 書

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

２　二酸化炭素排出係数及び供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合

	項　　目	自社の 基準値
①	令和６年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（事業者全体・供給する電気）（単位：kg-CO2/kWh） ※事業者全体、供給する電気のどちらの値であるかを併せて記載すること。	
②	供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合（本契約の契約電力量に占める再生可能エネルギー電気の予定供給量を右欄に記載すること。）	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。

注２）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示、及び２①の値が事業者全体であれば0.600、供給する電気であれば0.342以下であり、かつ２②の値が50%以上である者を本案件の入札適合者とする。

注３）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開　示　内　容	番　号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方　　②環境価値のみ	

注１）関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
注２）相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。
注３）供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別紙４を用いて発注者が定める期間内に提出すること。
注４）違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

別添3別紙3

〇年〇月〇日

特定電源割当誓約書

●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

以下のとおり●●●に電気を供給することを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転することをここに証する。

1　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇kW

2　供給期間　　〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（発電施設及び環境価値の属性情報は次頁のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量（kWh）【A】													
供給電力量（kWh）【B】													
再エネ比率（%）【C】													

担当者等連絡先				
部　署　名：				
責 任 者 名：				
担 当 者 名：				
T　E　L：				
E － mail：				

発電施設（見込みを含む。）

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地
	●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○
	▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	

別添3別紙4

〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

以下のとおり●●●に電気を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値が、●●●に移転したことと及び当該価値がいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1　お客様情報
　お客様番号　　〇〇〇〇
　需要施設名　　〇〇〇〇
　需要施設住所　　〇〇県〇〇市〇〇
　契約電力　　〇〇〇〇kW

2　供給期間　　〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は次頁のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量(kWh)【A】													
供給電力量(kWh)【B】													
再エネ比率(%)【C】													

担当者等連絡先	
部　署　名　：	
責 任 者 名 ：	
担 当 者 名 ：	
T　E　L　：	
E　－　mail　：	

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	

別添４

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

１．落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、２の「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点が最も高い者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ　小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.600 kg-CO2/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO2/kWh 以下であること。

エ　調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 50%以上であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

なお、イ～エの要件については別添３を提出すること。

２．総合評価点の計算方法

（１） 入札価格点及び得点

ア　入札価格点については、入札価格を 100 万円で除して得た値とする。

イ　得点については、１「落札方式」のウ及びエを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に３「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$総合評価点＝\frac{得点}{入札価格点}$$

・入札価格点＝入札価格÷100 万円

・得点＝標準点の満点（100 点）＋加算点の満点（50 点）

（2） 評価基準

加算点は各評価基準ア～キに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目			配点※
ア	必須	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20 点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

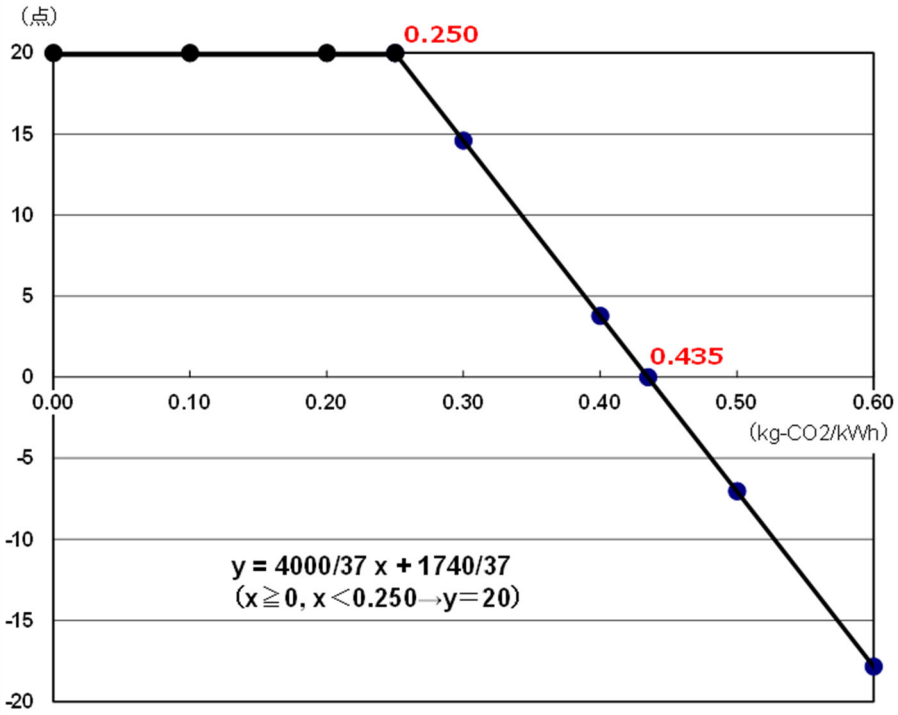
ア　令和 6 年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数

令和 6 年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和 6 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 6 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO2/kWh を下回る場合は 20 点を上限に加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO2/kWh 以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ア：　$y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37}$　$(x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow y = 20)$



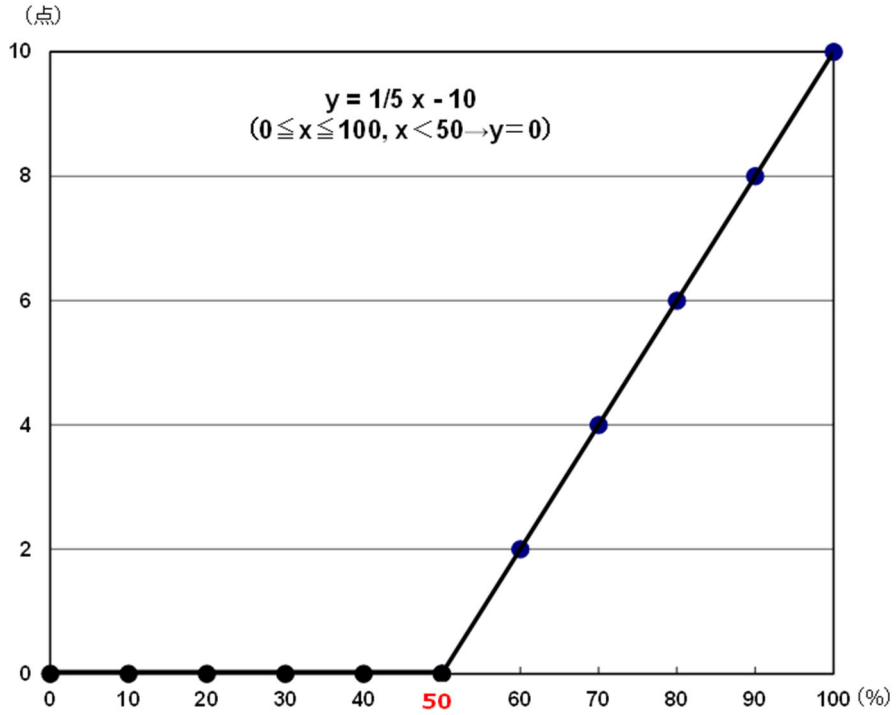
図Ⅱ－2.1－1　事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

イ　調達電力に占める再エネ電気の割合

評価対象の再エネ電気は１「落札方式」で定めるとおり。線形評価とし、50%を上回る場合に加点し、100%で満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点イ：　$y = \frac{1}{5}x - 10 \quad (0 \leq x \leq 100, x < 50 \rightarrow y = 0)$



図Ⅱ－2.1－2　調達電力に占める再エネ電気の割合に係る評価式及び評価図（加算点）

ウ　再エネの導入状況

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

①自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
②グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度[1]により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）[2]の量（kWh）
③J－クレジット制度[3]により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
④非化石価値取引市場[4]から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量（kWh）
⑤非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

（算定方式）

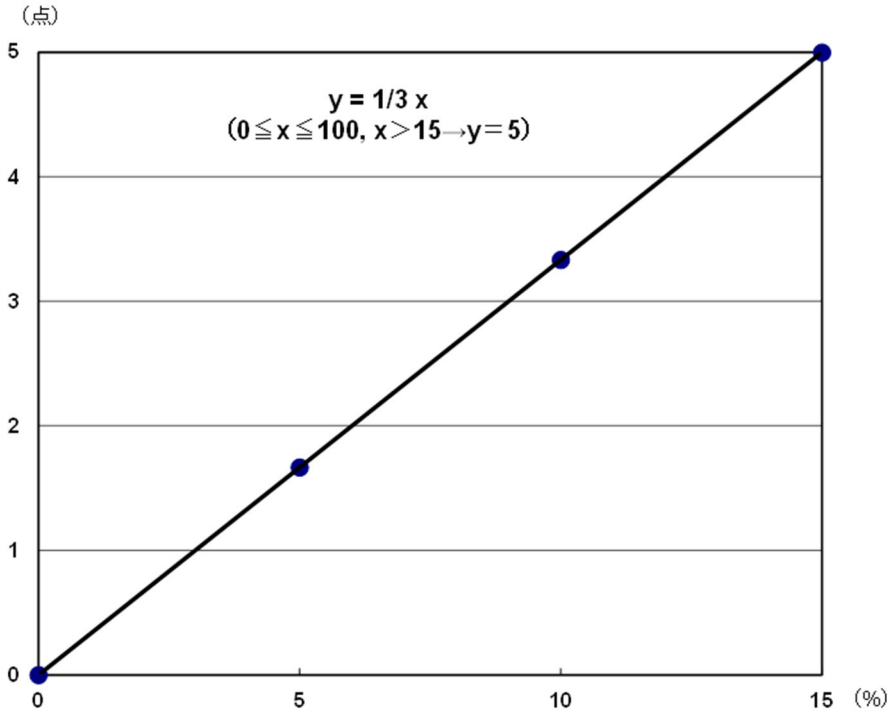
$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

[1] 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO_2 排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
[2] グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO_2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。
[3] 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO_2 等の排出削減量、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。
[4] 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。導入していれば加点することとし、15%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ： $\boldsymbol{y = \frac{1}{3}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow y = 5)}$



図Ⅱ－2.1－3　再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ　未利用エネルギー[5]の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

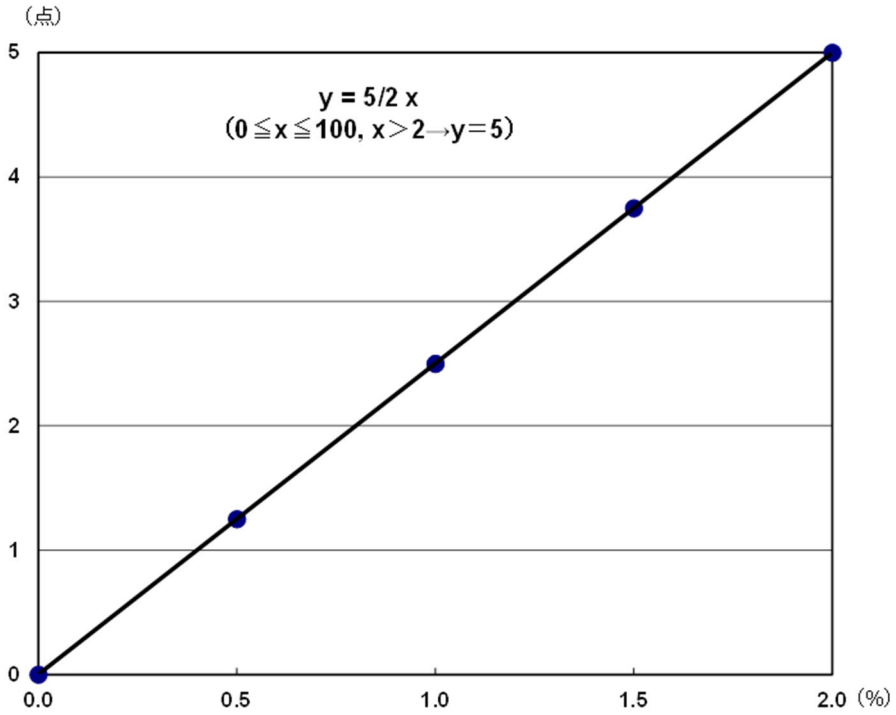
②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加点することとし、2%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点エ：　$\boldsymbol{y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow y = 5)}$

[5] 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。
①工場等の廃熱又は排圧
②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ－2.1－4　未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図（加算点）

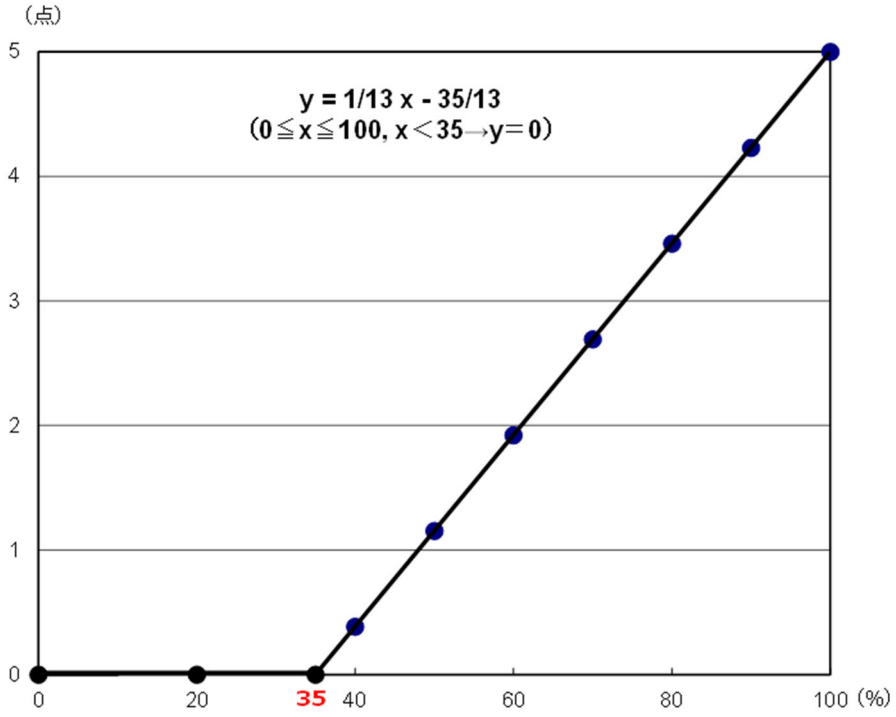
オ　追加性のある再エネ電気の評価

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気が 35%以上供給される場合は加点することとし、100%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点オ：　$\boldsymbol{y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13}}$　$\boldsymbol{(0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow y = 0)}$



図Ⅱ－2.1－5　追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ　指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

「地域脱炭素化促進事業制度」において誘致された地域に役立つ再エネ事業で発電された電力を供給していること

地域脱炭素化促進事業制度で認定された電気が供給される場合は配点の満点を与える。入札説明書別添３別紙２の適合証明書により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（３） 提出を必須とする資料

ウ～カ※の評価項目の取組状況を様式１により提出すること。

様式 1

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和〇年〇月〇日

住所
会社名
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和 6 年度 1kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
ウ	令和 6 年度再生可能エネルギー導入状況（単位：%）	
エ	令和 6 年度未利用エネルギー活用状況（単位：%）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度 （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	

以上

第４号様式（第３９条関係）　　別添５

入　　札　　書

件　　名　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

入札金額

金　　円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長　殿

競争加入者
（住　　所）

（氏　　名）　　印

【入札書記載例１：競争加入者本人が入札する場合】

第４号様式

入　　札　　書

件　　名　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

入札金額

金　　円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長　殿

競争加入者
（住　　所）　○○県○○市○○区○○1-1-1

（氏　　名）　株式会社　△△△△
代表取締役　××　××　　代表者印

備　　考

（１）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

（２）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例２：代理人が入札する場合】

第４号様式

入　　札　　書

件　　名　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

入札金額

金　　円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長　殿

競争加入者

（住　　所）　○○県○○市○○区○○1-1-1

（氏　　名）　株式会社　△△△△
代表取締役　××　××

（代 理 人）　株式会社　△△△△
□□支社長　　代理人印

※委任状届出印

（１）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

（２）代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。

（３）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例３：復代理人が入札する場合】

第４号様式

入　　札　　書

件　　名　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

入札金額

金　　円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長　殿

競争加入者

（住　　所）　○○県○○市○○区○○1-1-1

（氏　　名）　株式会社　△△△△
代表取締役　××　××

（復代理人）　株式会社　△△△△
●●　●●

復代理人印

※委任状届出印

（１）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

（２）復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。

（３）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

入札書用の封筒について　　**記入参考例**

表　面

件　　名　「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気」

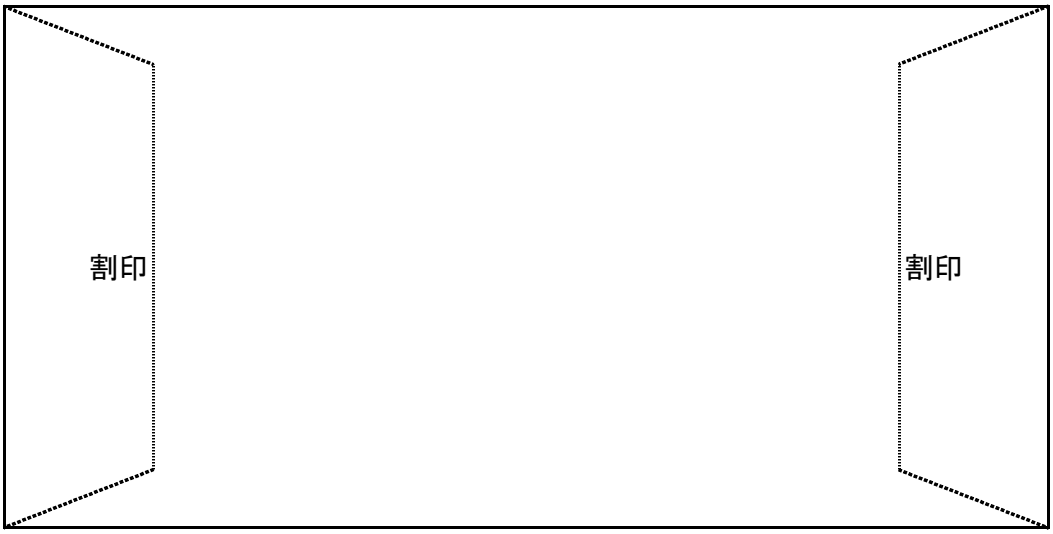
「入札書在中」

入札日　　令和8年12月17日

会社名

代表者名

裏　面



注）委任状を提出するときは、入札書と同封せずに別途提出すること。

別添６

入札内訳書

件名　：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気　一式

年　　月	①基本料金（税抜）		
	単価(a) （円/kW）	予定契約電力(b) （kW）	金額 (a)×(b)×12月
令和９年４月 ～令和１０年３月		260	

年　　月	②電力量料金（税抜）		
	単価(a) （円/kWh）	予定使用電力量(b) （kWh）	金額 (a)×(b)
令和９年４月		34,100	
令和９年５月		37,400	
令和９年６月		58,400	
令和９年７月		65,600	
令和９年８月		62,500	
令和９年９月		59,700	
令和９年10月		48,900	
令和９年11月		37,900	
令和９年12月		42,800	
令和10年１月		50,200	
令和10年２月		56,500	
令和10年３月		36,600	

年　　月	③燃料費等調整額（税抜）		
	単価(a) （円/kWh）	予定使用電力量(b) （kWh）	金額 (a)×(b)
令和９年４月		34,100	
令和９年５月		37,400	
令和９年６月		58,400	
令和９年７月		65,600	
令和９年８月		62,500	
令和９年９月		59,700	
令和９年10月		48,900	
令和９年11月		37,900	
令和９年12月		42,800	
令和10年１月		50,200	
令和10年２月		56,500	
令和10年３月		36,600	
		合　　計	

・入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率は100%とすること。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気　総価（税抜）

￥

住　　所：
会 社 名：
代表者名：　　印

委　　任　　状

私は　　を代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件　　名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

代理人使用印鑑

令和　８年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　青　木　隆　一　殿

（住　　所）
委任者（競争加入者）（社名又は商号）
（氏　　名）　　印

（委任状記載例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合）

委　　任　　状

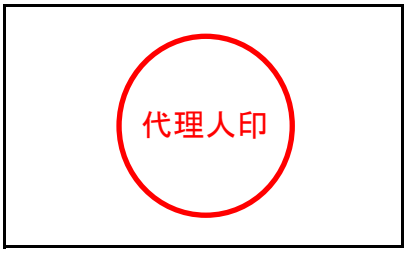
私は　　野比　静　　を代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件　　名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

代理人使用印鑑



令和　８年　×月　×日

契約担当役
独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　青　木　隆　一　殿

（住　　所）横須賀市野比６４
委任者（競争加入者）（社名又は商号）株式会社　横須賀国立商事
（氏　　名）代表取締役　野比　伸太　代表者印

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　青　木　隆　一　殿

（住　　所）
競争加入者（社名又は商号）
（氏　　名）　　印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

件　　名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

受任者（代理人）　（住　　所）
（社名又は商号）
（氏　　名）

委任事項　　１．入札及び見積もりに関する件
２．契約締結に関する件
３．入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
４．契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
５．契約代金の請求及び受領に関する件
６．復代理人の選任に関する件

委任期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日

受任者（代理人）使用印鑑

（委任状記載例２：支店長等が競争加入者の代理人となる場合）

委　　任　　状

令和　８年　×月　×日

契約担当役
独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　青　木　隆　一　殿

（住　　所）　横須賀市野比６４
競争加入者（社名又は商号）　株式会社　横須賀国立商事
（氏　　名）　代表取締役　野比　伸太　　代表者印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

件　　名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

受任者（代理人）　（住　　所）　横須賀市久里浜７９－９
（社名又は商号）　株式会社　横須賀国立商事　久里浜支店
（氏　　名）　支店長　　久里浜　英樹

委任事項
１．入札及び見積もりに関する件
２．契約締結に関する件
３．入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
４．契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
５．契約代金の請求及び受領に関する件
６．復代理人の選任に関する件

委任期間　　令和　８年　×月　×日　から　令和　　年　○月　○日

受任者（代理人）使用印鑑

代理人印

委　　任　　状

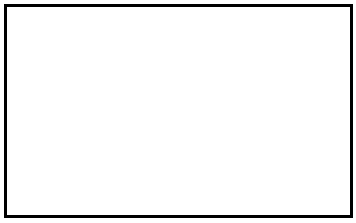
私は　　を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件　　名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

復代理人使用印鑑



令和　　年　　月　　日

契約担当役
独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　青　木　隆　一　殿

（住　　所）
委任者（競争加入者の代理人）（社名又は商号）
（氏　　名）　　印

（委任状記載例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合）

委　　任　　状

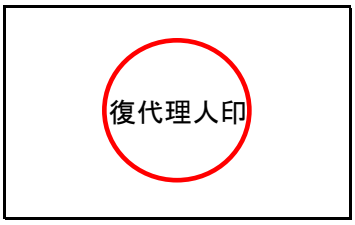
私は　　浦賀　三郎　　を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件　　名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

復代理人使用印鑑



令和　８年　×月　×日

契約担当役
独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
理事長　青　木　隆　一　殿

委任者（競争加入者の代理人）
（住　　所）横須賀市久里浜７９－９
（社名又は商号）株式会社　横須賀国立商事　久里浜支店
（氏　　名）支店長　　久里浜　英樹　　代理人印

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札
　→　委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札
　→　委任状「委任状記載例１」が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札
　→　委任状「委任状記載例２」が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札
　　→　委任状「委任状記載例２、委任状記載例３」が必要

誓　約　書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長　　殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）　　印

営業担当者名刺貼付箇所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。）

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所ＯＢ）の人数、職名及び当研究所における最終職名

② 当研究所との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当研究所ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

入札説明書交付申込書（令和８年１１月２日付け公告分）

申込年月日	令和８年　　月　　日		
件　　名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気		
会　社　名			
電話番号	（　　）　　－	代表者氏名 （申 込 者）	

資格参加者の等級及び期間	等級	A･B･C･D	期間	～

入　札　説　明　書　等　受　領　書

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
総務部財務課契約係長　　殿

（件　名）　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用する電気

令和８年　　月　　日

上記の入札説明書一式を受領しました。

受領者　　住　所
会社名
受領者　　署名又は印

※入札参加資格の写しを添付ください。
入札説明書をダウンロードにより入手した場合も入札説明書４ページの５記載の問合せ先へメールなどにより提出ください。